

2013/05/07 16:09 現在の情報です。

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
丸善株式会社
会社法人等番号 0100-01-034952

商号	丸善株式会社	
本店	東京都中央区日本橋三丁目9番2号	平成19年 5月 1日移転 平成19年 5月11日登記
	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	平成22年 3月23日移転 平成22年 3月23日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.maruzen.co.jp/ir/notification.html 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成19年 8月28日変更 平成19年 8月28日登記
	電子公告とする。 http://www.maruzen.co.jp/top/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年 2月23日変更 平成23年 2月23日登記
会社成立の年月日	明治13年3月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 百貨の陳列販売業 2. 計量器、測量器械、測定器械器具、医療機器類等の販売業 3. 煙草、医薬品、酒類等の販売業 4. 図書、雑誌の出版業 5. 学術情報提供サービス業 6. 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、インキ、万年筆の製造業 7. 電子精密機器、視聴覚機器、鋼製家具の設置工事、並びに建築工事の設計、監理及び請負業 8. 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の動産の賃貸業 9. 化粧品、工業薬品の製造販売業 10. 写真業、飲食営業、古物売買業 11. 前記各号に掲げる商品の輸出入業及び卸売業 12. 不動産の売買、賃貸及び仲介業、並びに倉庫業 13. 文化催事、教育催事、学術会議の企画及び運営並びにスポーツ施設の経営 14. 有価証券の保有、運用、売買及びクレジット取扱いに関する業務 15. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務 16. 通信教育、学校教育事業に関する経営コンサルティング業務 17. 図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行並びに管理業務 18. 模擬学力試験の企画、立案、実施の受託業務 19. 労働者派遣事業 20. 以上各号に付帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成19年 4月26日変更 平成19年 5月11日登記</p>	
単元株式数	普通株式1000株 第1回A種優先株式1株 第1回B種優先株式1株 第1回C種優先株式1株 第1回D種優先株式1株	平成21年11月25日変更 平成21年12月 9日登記
	1000株	平成22年 2月 1日変更 平成22年 2月 9日登記 平成23年 4月27日廃止 平成23年 5月12日登記
発行可能株式総数	3億株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億7644万7840株 各種の株式の数 普通株式 1億7640万3360株 第1回A種優先株式 1万1120株	平成20年 8月20日変更

	第1回B種優先株式 1万1120株 第1回C種優先株式 1万1120株 第1回D種優先株式 1万1120株	----- 平成20年 8月26日登記
	発行済株式の総数 1億7606万4865株 各種の株式の数 普通株式 1億7602万0385株 第1回A種優先株式 1万1120株 第1回B種優先株式 1万1120株 第1回C種優先株式 1万1120株 第1回D種優先株式 1万1120株	平成22年 1月29日変更 ----- 平成22年 1月29日登記
	発行済株式の総数 1億7606万4865株	平成22年 2月 1日変更 ----- 平成22年 2月 9日登記
資本金の額	金58億2149万6000円	平成20年 8月20日変更 ----- 平成20年 8月26日登記
	金48億2149万6000円	平成23年 1月20日変更 ----- 平成23年 1月20日登記
	金1億円	平成24年 5月31日変更 ----- 平成24年 5月31日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式2億990万株 第1回A種優先株式1万1120株 第1回B種優先株式1万1120株 第1回C種優先株式1万1120株 第1回D種優先株式1万1120株 (第1回A種優先株式の内容) 1. 優先配当金 (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)又は第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。)に対し、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の配当(以下「第1回A種優先配当金」という。)を行う。但し、平成18年1月31日に終了する事業年度及び平成19年1月31日に終了する事業年度における第1回A種優先配当金の支払いは行わない。 (2) 第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(13万5000円)に、それぞれの事業年度毎に下記①に定める配当年率(以下「第1回A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。 第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 ①第1回A種優先配当年率は、平成19年2月1日以降、次回配当年率修正日(下記③に定義される。)の前日までの各事業年度について、以下の算式によりそれぞれ計算される年率とする。 平成20年1月31日に終了する事業年度 第1回A種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+3.00% 平成21年1月31日に終了する事業年度 第1回A種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+3.50% 平成22年1月31日に終了する事業年度 第1回A種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+4.00% 平成23年1月31日に終了する事業年度 第1回A種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+4.50% 平成24年1月31日に終了する事業年度から平成28年1月31日に終了する事業年度まで 第1回A種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+7.50% 平成29年1月31日に終了する事業年度以降 第1回A種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+10.00% ②第1回A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 ③「配当年率修正日」は、平成20年2月1日及び、以降毎年2月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。 ④「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成19年2月1日又は各配当年率修正日及びその直後の8月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表され	

る数値の平均値を指すものとする。当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、第1回A種優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、第1回A種優先配当金に先立ってこれを第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に支払う。

(4) 第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき13万5000円及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額（以下「第1回A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録株式質権者は、平成19年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から毎同年12月末日（同日を含む。）までの期間において、当社の前事業年度の分配可能額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において剰余金として配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を、償還（以下で定義される。）請求日が属する事業年度における償還の上限として、第1回A種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを「償還」という。）の請求を行うことができ、当社は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。

(2) 同日において、上記(1)の上限額を超えて各種優先株式を有する株主及び登録株式質権者からの償還請求があった場合、上記(1)の限度額を償還請求があった各種優先株式の払込金額総額に応じて按分比例した金額を当該優先株式の償還限度額とし、償還すべき第1回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選又は按分比例の方法により決定する。

(3) 当社は、第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録株式質権者に対し、償還の対価として、1株当たり金13万5000円に、償還日の属する事業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額を支払うものとする。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から毎同年5月31日（同日を含む。）までの期間において、第1回A種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、「強制償還」という。）ができる。

(2) 償還価額は、1株につき、金13万9050円に、償還日の属する事業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。

(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(2) 当社は、第1回A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式を対価とする取得条項

平成32年1月30日までに後記「普通株式を対価とする取得請求権」の項に基づく転換の請求のなかった第1回A種優先株式は、平成32年1月31日（以下「一斉転換日」という。）をもって、当社が取得する。なお、当社は取得の対価として、第1回A種優先株式1株の払込金相当額及び当該第1回A種優先株式に係わる第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を、135円（以下「一斉転換価額」という。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。但し、転換価額が一斉転換日までに調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取り扱う。

7. 議決権

- (1) 第1回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回A種優先株主は、以下(2)乃至(4)に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、(2)又は(3)と同様の事由が生じた場合においても、第1回A種優先株主は議決権を有するものとする。
- (2) 第1回A種優先株主に対して第1回A種優先配当金及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回A種優先株主に対して第1回A種優先配当金及び第1回A種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。
- (3) 当会社が、償還請求のあった第1回A種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回A種優先株式に係わる第1回A種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。
- (4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回A種優先株主は議決権を有する。

(第1回B種優先株式の内容)

1. 議決権

- (1) 第1回B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回B種優先株主は、以下(2)乃至(4)に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、(2)又は(3)と同様の事由が生じた場合においても、第1回B種優先株主は議決権を有するものとする。
- (2) 第1回B種優先株主に対して第1回B種優先配当金及び第1回B種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回B種優先株主に対して第1回B種優先配当金及び第1回B種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。
- (3) 当会社が、償還請求のあった第1回B種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回B種優先株式に係わる第1回B種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。
- (4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回B種優先株主は議決権を有する。

2. 第1回A種優先株式に関する規定の準用

第1回A種優先株式の内容に関する規定のうち、項目1、項目2、項目3、項目4、項目5及び項目6の規定は、第1回B種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回B種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回B種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回B種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回B種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成20年以降」と読み替えるものとする。

(第1回C種優先株式の内容)

1. 議決権

- (1) 第1回C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回C種優先株主は、以下(2)乃至(4)に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式又は第1回D種優先株式に関し、(2)又は(3)と同様の事由が生じた場合においても、第1回C種優先株主は議決権を有するものとする。
- (2) 第1回C種優先株主に対して第1回C種優先配当金及び第1回C種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回C種優先株主に対して第1回C種優先配当金及び第1回C種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。
- (3) 当会社が、償還請求のあった第1回C種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回C種優先株式に係わる第1回C種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。
- (4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回C種優先株主は議決権を有する。

2. 第1回A種優先株式に関する規定の準用

第1回A種優先株式の内容に関する規定のうち、項目1、項目2、項目3、項目4、項目5及び項目6の規定は、第1回C種優先株式にこれを

準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回C種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回C種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回C種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回C種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成21年以降」と読み替えるものとする。

(第1回D種優先株式の内容)

1. 議決権

- (1) 第1回D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1回D種優先株主は、以下(2)乃至(4)に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式又は第1回C種優先株式に関し、(2)又は(3)と同様の事由が生じた場合においても、第1回D種優先株主は議決権を有するものとする。
- (2) 第1回D種優先株主に対して第1回D種優先配当金及び第1回D種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係わる定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第1回D種優先株主に対して第1回D種優先配当金及び第1回D種優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。
- (3) 当会社が、償還請求のあった第1回D種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の第1回D種優先株式に係わる第1回D種優先株主は、その後の当会社株主総会において議決権を有する。
- (4) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円未満となった場合には、当該事業年度に係わる定時株主総会から、その後初めに当会社の連結損益計算書上の営業利益が15億円以上となる事業年度に係わる定時株主総会の終結の時まで、第1回D種優先株主は議決権を有する。

2. 第1回A種優先株式に関する規定の準用

第1回A種優先株式の内容に関する規定のうち、項目1、項目2、項目3、項目4、項目5及び項目6の規定は、第1回D種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回D種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回D種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回D種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回D種優先配当」と、「平成19年以降」とあるのは「平成22年以降」と読み替えるものとする。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式を有する株主は、当会社に対し、当該株主が有する第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求することができる。

1. 転換を請求し得べき期間

第1回A種優先株式については平成18年9月1日以降、第1回B種優先株式については平成19年9月1日以降、第1回C種優先株式については平成20年9月1日以降、及び第1回D種優先株式については平成21年9月1日以降とする。

2. 転換の条件

第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、又は第1回D種優先株式(以下、総称して又は個別に「優先株式」という。)は、以下に定める条件で、当会社の普通株式に転換することができる。

(1) 当初転換価額

当初転換価額は、普通株式1株当たり135円とする。

(2) 転換価額の調整

①転換価額は、上記1.にそれぞれ定める日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行・処分}}{\text{普通株式数}} \times \text{発行・処分価額} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの時価}}$$

②転換価額調整式により優先株式の転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑥に定める時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(但し、普通株式に転換(当会社が当該証券の取得と引換えに普通株式を交付することをいう。本但書及び下記(iii)において同じ。)され若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の転換又は行使による場合は除く。)

調整後転換価額は、払込の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但書において、株式の分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに交付する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

調整前転換価額をもって
転換により当該期間内に
交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (iii) 下記⑥に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換され又は転換することができる株式を発行する場合
調整後転換価額は、払込、又は募集のための株主割当の基準日がある場合はその日に、発行される株式全てが転換されたものとみなし、その払込の翌日以降、又は株主割当の基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される株式の転換価額がその払込又は株主割当の基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日に、発行される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額（会社法第236条に定める新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合を含む）と会社法第238条第1項第2号又は第3号に定める新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額の合計額）が下記⑥に定める時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合
調整後転換価額は、払込、又は株主割当の基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、払込の翌日以降、又は株主割当の基準日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が払込又は株主割当の基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ③当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少又は普通株式の併合その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合
- ④転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑤転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ⑥転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記②(ii)但書の場合には株式の分割のための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ⑦転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。
- ⑧転換価額調整式で使用する「1株当たりの発行・処分価額」とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記②(i)の場合には、当該払込金額又は処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）
- (ii) 上記②(ii)の場合には、0円
- (iii) 上記②(iii)の場合には、当該転換価額
- (iv) 上記②(iv)の場合には、当該1株当たりの払込金額

	<p>⑨転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当の基準日がある場合はその日、又は株主割当の基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該各日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>(3) 上記(2)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)に通知する。但し、上記(2)②(ii)但書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(4) 転換により交付すべき普通株式数 優先株式の転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。転換により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 優先株主が転換請求のために提出した優先株式の払込金額の総額 ÷ 未払配当金相当額 転換により交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{優先株式の払込金額の総額} + \text{未払配当金相当額}}{\text{転換価額}}$ (優先順位) 当会社の発行する第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の優先配当金及び累積未払配当金並びに残余財産の分配の支払順位は同順位とする。 平成21年11月25日変更 平成21年12月9日登記</p>		
	<p>平成22年2月1日廃止 平成22年2月9日登記</p>		
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。 平成23年4月27日設定 平成23年5月12日登記</p>		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 平成12年12月4日変更 平成12年12月20日登記</p>		
	<p>平成22年2月1日株主名簿管理人中央三井信託銀行株式会社を廃止 平成22年2月9日登記</p>		
役員に関する事項	取締役	高橋健一郎	平成21年4月28日重任 平成21年5月12日登記
		高橋健一郎	平成22年4月27日重任 平成22年5月10日登記 平成23年4月27日退任 平成23年5月12日登記
	取締役	作中正喜	平成21年4月28日重任 平成21年5月12日登記
		作中正喜	平成22年4月27日重任 平成22年5月10日登記
	取締役	作中正喜	平成23年4月27日重任 平成23年5月12日登記 平成24年4月24日退任 平成24年5月1日登記
		作中正喜	平成21年4月28日重任 平成21年5月12日登記
	取締役	土方裕之	平成22年4月27日重任 平成22年5月10日登記
		土方裕之	平成22年4月27日重任 平成22年5月10日登記

取締役	<u>土方裕之</u>	平成23年 4月27日重任
		平成23年 5月12日登記
取締役	<u>土方裕之</u>	平成24年 4月24日重任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	<u>土方裕之</u>	平成25年 4月23日重任
		平成25年 4月30日登記
取締役	<u>小城武彦</u>	平成21年 4月28日重任
		平成21年 5月12日登記
取締役	<u>小城武彦</u>	平成22年 4月27日重任
		平成22年 5月10日登記
取締役	<u>小城武彦</u>	平成23年 4月27日重任
		平成23年 5月12日登記
		平成24年 4月24日退任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	<u>坂本昭</u>	平成21年 4月28日重任
		平成21年 5月12日登記
取締役	<u>坂本昭</u>	平成22年 4月27日重任
		平成22年 5月10日登記
		平成23年 4月27日退任
		平成23年 5月12日登記
取締役	<u>松尾英介</u>	平成21年 4月28日重任
		平成21年 5月12日登記
取締役	<u>松尾英介</u>	平成22年 4月27日重任
		平成22年 5月10日登記
取締役	<u>松尾英介</u>	平成23年 4月27日重任
		平成23年 5月12日登記
取締役	<u>松尾英介</u>	平成24年 4月24日重任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	<u>松尾英介</u>	平成25年 4月23日重任
		平成25年 4月30日登記
取締役	<u>古谷滋海</u>	平成21年 4月28日重任
<u>(社外取締役)</u>		平成21年 5月12日登記
		平成22年 1月31日辞任
		平成22年 2月 9日登記
取締役	<u>石井昭</u>	平成22年 2月 1日就任
<u>(社外取締役)</u>		平成22年 2月 9日登記
取締役	<u>石井昭</u>	平成23年 4月27日重任
		平成23年 5月12日登記

取締役	石井昭	平成24年 4月24日重任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	石井昭	平成25年 4月23日重任
		平成25年 4月30日登記
取締役 (社外取締役)	西村達也	平成22年 2月 1日就任
		平成22年 2月 9日登記
		平成23年 4月27日退任
		平成23年 5月12日登記
取締役 (社外取締役)	小澤嘉謹	平成22年 2月 1日就任
		平成22年 2月 9日登記
		平成23年 4月27日退任
		平成23年 5月12日登記
取締役	工藤恭孝	平成22年 8月 2日就任
		平成22年 8月 2日登記
		平成23年 4月27日退任
		平成23年 5月12日登記
取締役	新田満夫	平成23年 2月 1日就任
		平成23年 2月 1日登記
取締役	新田満夫	平成23年 4月27日重任
		平成23年 5月12日登記
取締役	新田満夫	平成24年 4月24日重任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	新田満夫	平成25年 4月23日重任
		平成25年 4月30日登記
取締役	小楨達男	平成23年 4月27日就任
		平成23年 5月12日登記
取締役	小楨達男	平成24年 4月24日重任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	小楨達男	平成25年 4月23日重任
		平成25年 4月30日登記
取締役	海老原光彦	平成23年12月27日就任
		平成24年 1月 6日登記
取締役	海老原光彦	平成24年 4月24日重任
		平成24年 5月 1日登記
取締役	海老原光彦	平成25年 4月23日重任
		平成25年 4月30日登記
取締役	鯉谷弘行	平成25年 4月23日就任
		平成25年 4月30日登記
取締役	西村達也	平成25年 4月23日就任

	平成25年 4月30日登記
東京都中央区八丁堀四丁目11番2-1301号 代表取締役 小城 武彦	平成21年 4月28日重任 平成21年 5月12日登記
東京都中央区八丁堀四丁目11番2-1301号 代表取締役 小城 武彦	平成22年 4月27日重任 平成22年 5月10日登記
	平成23年 4月27日退任 平成23年 5月12日登記
東京都文京区大塚二丁目3番1-808号 代表取締役 石井 昭	平成23年 4月27日就任 平成23年 5月12日登記
東京都文京区大塚二丁目3番1-808号 代表取締役 石井 昭	平成24年 4月24日重任 平成24年 5月 1日登記
東京都文京区大塚二丁目3番1-808号 代表取締役 石井 昭	平成25年 4月23日重任 平成25年 4月30日登記
東京都文京区小石川二丁目17番11号 代表取締役 新田 満夫	平成23年 4月27日就任 平成23年 5月12日登記
東京都文京区小石川二丁目17番11号 代表取締役 新田 満夫	平成24年 4月24日重任 平成24年 5月 1日登記
東京都文京区小石川二丁目17番11号 代表取締役 新田 満夫	平成25年 4月23日重任 平成25年 4月30日登記
東京都調布市国領町七丁目2番地の4 代表取締役 土方 裕之	平成23年 4月27日就任 平成23年 5月12日登記
	平成24年 4月24日退任 平成24年 5月 1日登記
東京都多摩市桜ヶ丘四丁目24番地の2 代表取締役 松尾 英介	平成24年 4月24日就任 平成24年 5月 1日登記
東京都多摩市桜ヶ丘四丁目24番地の2 代表取締役 松尾 英介	平成25年 4月23日重任 平成25年 4月30日登記
監査役 海老原 光彦	平成19年 4月26日重任 平成19年 5月11日登記
監査役 海老原 光彦	平成23年 4月27日重任 平成23年 5月12日登記
	平成23年12月27日辞任 平成24年 1月 6日登記
監査役 伊藤 茂樹 (社外監査役)	平成19年 4月26日重任 平成19年 5月11日登記
	平成23年 4月27日退任 平成23年 5月12日登記
監査役 石坂 啓	平成19年 4月26日就任

	<u>(社外監査役)</u>	平成19年 5月11日登記 平成23年 4月27日退任 平成23年 5月12日登記
	監査役 高野 角 司 <u>(社外監査役)</u>	平成19年 4月26日就任 平成19年 5月11日登記 平成22年 1月31日辞任 平成22年 2月 9日登記
	監査役 古 谷 滋 海 監査役 古 谷 滋 海	平成22年 2月 1日就任 平成22年 2月 9日登記 平成23年 4月27日重任 平成23年 5月12日登記 平成25年 4月23日辞任 平成25年 4月30日登記
	監査役 瀬 山 朋 広	平成23年 4月27日就任 平成23年 5月12日登記 平成24年 4月24日辞任 平成24年 5月 1日登記
	監査役 小 堀 秀 明	平成24年 4月24日就任 平成24年 5月 1日登記
	会計監査人 監査法人トーマツ 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成21年 4月28日重任 平成21年 5月12日登記 平成21年 7月 1日監査法人トーマツの名称変更 平成21年 7月 8日登記 平成22年 4月27日退任 平成22年 5月10日登記
	会計監査人 明 治 監 査 法 人 会計監査人 明 治 監 査 法 人 会計監査人 明 治 監 査 法 人 会計監査人 明 治 監 査 法 人	平成22年 4月27日就任 平成22年 5月10日登記 平成23年 4月27日重任 平成23年 5月12日登記 平成24年 4月24日重任 平成24年 5月 1日登記 平成25年 4月23日重任 平成25年 4月30日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。 平成19年 4月26日変更	平成19年 5月11日登記
支 店	1 北海道札幌市清田区北野六条一丁目4番60号	平成17年 9月22日移転

		平成17年10月 3日登記
2	福岡市中央区長浜一丁目1番1号	平成16年 6月14日移転 平成16年 6月14日登記
	福岡市南区清水二丁目15番11号	平成23年 2月14日移転 平成23年 2月23日登記
3	大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号	平成17年 9月20日移転 平成17年10月 3日登記
5	仙台市青葉区大町二丁目2番10号	平成17年 3月22日移転 平成17年 3月22日登記
7	広島県広島市中区中町7番23号	平成14年 7月 1日移転 平成14年 7月 2日登記
8	名古屋市中区栄三丁目2番7号	
	名古屋市中区栄一丁目24番15号	平成23年 6月20日移転 平成23年 6月20日登記
9	岡山市北区表町一丁目3番50号	平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月 7日修正
11	石川県金沢市西念一丁目1番3号	平成13年 9月 3日移転 平成13年 9月 7日登記
13	京都市南区東九条南石田町5番地	平成18年 8月 1日設置 平成18年 8月 1日登記
	京都市右京区太秦上刑部町10番地	平成22年 5月 8日移転 平成22年 5月10日登記
14	神戸市中央区磯上通四丁目1番6号	平成18年 8月 1日設置 平成18年 8月 1日登記
	神戸市中央区日暮通三丁目3番7号	平成23年11月19日移転 平成23年11月30日登記
15	東京都品川区東品川四丁目13番14号	平成24年 2月 1日設置 平成24年 2月10日登記
	東京都港区海岸一丁目9番18号	平成24年 3月21日移転 平成24年 3月28日登記
会社分割	平成22年8月2日東京都中央区日本橋二丁目3番10号丸善書店株式会社に分割 平成22年 8月 2日登記	
	平成23年2月1日東京都中央区日本橋二丁目3番10号丸善出版株式会社に分割 平成23年 2月 1日登記	
吸収合併	平成25年2月1日宮城県名取市田高字原380株式会社オルモを合併 平成25年 2月 1日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年5月12日登記
	平成23年4月27日廃止	平成23年5月12日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年5月12日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成11年5月20日移記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。